

地方公共団体金融機構 令和 6 年度業務概要

1	貸付予定について	1
2	地方支援業務について	2
3	地方金融機構債について	4
4	令和 6 年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属について	5

※ 令和 6 年度の予算、事業計画等については、令和 6 年 3 月に開催予定の代表者会議において決定します。



<https://www.jfm.go.jp/>

貸付予定について

令和6年度地方債計画における機構資金

令和6年度地方債計画における機構資金は、1兆6,157億円

(単位：億円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	16,157	16,419	▲262	▲1.6%
〔内訳〕				
一般会計債	8,326	7,885	441	5.6%
公営企業債	7,231	7,221	10	0.1%
臨時財政対策債	600	1,313	▲713	▲54.3%

※ 通常収支分及び東日本大震災分の計である。

貸付対象事業の拡大

令和6年度同意等債から、「こども・子育て支援事業」を貸付対象に追加

貸付条件の変更

令和6年度同意等債から、一部事業の償還期限を延長

	対象事業	現行	改正予定
一般廃棄物処理事業	固定金利方式を選択する場合	20(3)年以内	30(5)年以内
	利率見直し方式を選択する場合	20(3)年以内	30(5)年以内

地方支援業務について

地方公共団体金融機構では、地方公共団体の健全な財政の確保・向上に向け、地方公共団体の財政運営全般にわたるサポート事業として、団体のニーズを踏まえ、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施しています。

人材育成・実務支援

1. 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、引き続き総務省との共同事業として、個別団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣します。

【支援分野】 ○公営企業・第三セクター等の経営改革 ○公営企業会計の適用

- ・DX・GXの取組 ・経営戦略の改定・経営改善
- ・公立病院の経営強化プランの策定及び経営強化の取組
- ・上下水道の広域化等
- ・第三セクターの経営健全化

○地方公会計の整備・活用 ○公共施設等総合管理計画の見直し・実行

○地方公共団体のDX ○地方公共団体のGX(追加)

○首長・管理者向けトップセミナー

【方 法】 市区町村、都道府県等に対して、複数回アドバイザーを派遣

2. 資金調達・運用等に関する支援

○出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web会議システム等）で講座を実施します。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行います。

○実務支援（個別相談）

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施します。

※相談例：初めて銀行等から借り入れる市町村等の借入交渉について助言等を実施

3. JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

先進的な取組を行っている地方公共団体からの報告、総務省からの制度等の解説、有識者による講演等を織り込んだセミナーを開催します。

【JFM地方財政セミナー(予定)】

テーマ：①地方公会計制度の活用、公共施設等の再編・統合 等
②地方財政・財政運営（新規）

日 程：①7月11日（木） ②8月22日（木）（新規）

【JFM地方公営企業セミナー（予定）】

テーマ：地方公営企業会計適用拡大、経営戦略改定 等

日 程：①6月5日（水）～7日（金）＜総合・宿泊型＞

②7月12日（金） ③8月23日（金）

4. 資金調達・運用に関する研修

○入門研修

初めて資金調達や資金運用業務に携わる職員を対象とした研修を実施します。

【資金調達入門研修（予定）】

テーマ：資金調達に係る基本的な事項（金融編、経済編）

日 程：7月29日（月）、8月29日（木）

【資金運用入門研修(予定)】

テーマ：資金運用に係る基本的な事項（資金運用のリスクと管理、銀行を理解しよう）

日 程：7月30日（火）、8月30日（金）

4. 資金調達・運用に関する研修（続き）

○宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を実施します。

【資金調達・運用・財政分析の集中講座】

日程：令和6年7月17日～19日《2泊3日》（全国市町村国際文化研修所（J I A M））

日程：令和6年9月18日～20日《2泊3日》（市町村職員中央研修所（J A M P））

5. eラーニング

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。

情報発信

地方公共団体の行財政運営に役立つ金融知識、経済・金融データに加え、以下の情報を機構ホームページで発信します。

1. 先進事例検索システム

行財政改革、地方公営企業における広域化・民間活用、関係人口の創出・拡大など、地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例をデータベース化し、検索機能のあるシステムとして提供しています。事例は現在2,300件超掲載しており、今後も随時追加します。

2. 財政分析チャート「New Octagon」

市町村の財政状況を簡易分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供しています。活用方法のご案内について、調査研究の結果を踏まえ、充実を図ります。

調査研究

1. JFM・GRIPS（政策研究大学院大学）連携プロジェクト

GRIPSと連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに、教育と調査研究に関するプロジェクトに取り組みます。

2. 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート「New Octagon」の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進めます。

3. 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方財務状況調査の機会を利用して、地方公共団体の財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について、実務担当者等と意見交換を実施します。

4. その他

地域金融に関する調査研究、地方財政等に関する調査等、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究、地方公共団体の先進事例に関する調査研究、地方財政等に関する研究者に対する助成事業を実施します。

<お問合せ先>

地方公共団体金融機構 地方支援部 調査企画課・ファイナンス支援課

TEL：03-3539-2676 E-Mail：chihoushien@jfm.go.jp

JFM 地方支援

検索

地方金融機構債について

地方公共団体による機構債での運用について

- 地方公共団体への貸付債権を裏付けとする地方公共団体金融機構の発行する債券は、極めて信用力が高く※1、地方公共団体の資金運用に当たって安全で有利な運用手段です。

5年債、10年債、20年債、30年債のほか、投資家のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP債※2）など、地方公共団体における多様な運用ニーズに対応しています。

※1 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付け。

※2 FLIP(フリップ)債は、投資家ニーズに応じた年限を発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- 半年毎に年間の資金調達計画を公表しているほか、四半期毎に具体的な各月の発行年限や発行額、主幹事の証券会社を公表し、計画的に発行しています。
- 令和6年度資金調達計画（案）については、令和6年1月末日にHP等で公表の予定です。URL：<https://www.jfm.go.jp/ir/bond/nongov/index.html>

（参考）令和5年度資金調達計画等

（単位：億円 単位未満四捨五入）

債券の種類	当初計画額	備考
国内債	6,400	
10年債	2,700	毎月発行
20年債	1,100	四半期に2回程度発行
5年債	200	半年に1回程度発行
30年債	200	半年に1回程度発行
FLIP債	2,200	原則、四半期の期初月発行
国外債	3,000	ベンチマーク債を年3回程度発行
フレックス枠(※1)	2,015	年間を通じて活用
計	11,415	

※1 フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※2 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

グリーンボンドの発行について

- 令和元年度より国外債にて下水道事業を資金用途とするグリーンボンドの発行を継続的に行っており、発行を通じて、地方公共団体のSDGs（持続可能な開発目標）に向けた取組例を発信することとしています。令和6年1月に、第5回目となるグリーンボンドを条件決定しました。

また、国内債グリーンボンドについては、来年度の発行の可能性を含め検討しています。

令和6年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 公庫債権金利変動準備金について、平成20年度以降、令和5年度までに総額2.9兆円を国に帰属させ、地方交付税財源等に活用。
- 地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき、以下の国庫帰属に対応。
 - ①地方交付税の総額確保のため、令和6年度は2,000億円を国に帰属させ、その全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れ。
 - ②森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和6年度は300億円を国に帰属させ、その全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れ。
※令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国に帰属させる。

【国庫帰属のこれまでの沿革】

年度	納付額	活用先	年度	納付額	活用先
H20	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金	H30	0.6億円	上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源
H24 ～ H25	総額1兆円 H24 3,500億円 H25 6,500億円	地方交付税			
H27 ～ H29	総額6,000億円 H27 3,000億円 H28 2,000億円 H29 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)	R2 ～ R6	総額2,300億円 R2 600億円 R3 400億円 R4 500億円 R5 500億円 R6 300億円(予定)	森林環境譲与税
H29 ～ R1	総額8,000億円 H29 3,000億円 H30 4,000億円 R1 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費 を中心)			
			R6	2,000億円(予定)	地方交付税

【参照条文】

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。